

【目指す生徒像】

心身ともに健康で、自分の存在と他人の存在を等しく認め、一人ひとりの人格を尊重し、人と助け合える思いやりのある生徒を育成することを目指す。

【いじめ対策委員会】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく行動計画の策定と実施
- いじめに係る情報の収集と記録・共有
- いじめの未然防止の取り組み
- 各取り組みの進捗状況及びその成果の検証
- いじめの相談・通報の窓口及び対応
- 教職員の資質向上のための校内研修

【保護者・地域との連携】 外部委員	校内委員	【関係機関との連携】 外部専門家等
P T A会長・副会長 学校評議員 ※外部委員・外部専門家・ 校内の非常任委員は、 状況に応じて要請する。	校長・副校長・教務主任 教育相談主任・生徒指導主事 保健主事・各学年主任 養護教諭 ※非常任委員 該当学級担任 部活動顧問等	スクールカウンセラー 学校医 ≪教育相談機関≫ 県教育センター（親子ホットライン） 警察（少年サポートセンター） ゆめおす（若者相談センター）

【いじめ防止】～いじめを生まない土壌づくり～

- 1) 教職員の取り組み
いじめ対策委員会、いじめ防止に関する研修会、メディア安全講習会、人権教育の充実
- 2) 生徒の取り組み
生徒会によるいじめノックアウト宣言、朝のあいさつ運動、心を育てる朝の10分間読書
- 3) 保護者の取り組み
公開授業参観、学校行事への積極的な参加、担任との連絡体制の強化

【早期発見】～生徒の変化を敏感に察知～

- 1) 教職員の取り組み
いじめ・悩みアンケート調査、いじめ・悩みアンケート結果に関する保護者への連絡担任による面談、教育相談ポストの活用、定期的な校内巡視、関係機関との連携
- 2) 生徒の取り組み
いじめ・悩みアンケート調査、担任・スクールカウンセラーとの面談
- 3) 保護者の取り組み
いじめ・悩みアンケート調査、担任との面談（P T A総会后、面談旬間等）

【いじめに対する措置】～迅速かつ組織的に対応～

- 1) 教職員の取り組み
事実の確認、被害生徒への支援、加害生徒への指導、保護者への協力依頼
組織的な対応、集団への働きかけ、事後指導の継続、関係機関との連携
- 2) 生徒の取り組み
事実の報告、スクールカウンセラーとの面談
- 3) 保護者の取り組み
事実の報告、被害生徒の安全・安心確保、担任との連携強化、落ち着いた行動への助言

【重大事態への対応】～重大事態・危機対応本部を設置～

教育委員会等への報告、事実調査、生徒の学校生活の安定、P T Aへの説明
適切な情報提供、関係機関との連携